

## 廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

本業務は、尾三衛生組合（以下「本組合」という。）が計画している新可燃ごみ処理施設及び新粗大・不燃ごみ処理施設の整備にあたって、本組合が令和6年3月に策定した「廃棄物処理施設整備基本構想」を踏まえて、廃棄物処理施設整備基本計画・基本設計の策定、PFI等導入可能性調査を行うものである。

また、建設予定地について、事前に当該土地の履歴を確認し、土壌汚染のおそれについて把握（地歴調査）するとともに、土壌試料採取等の計画等を含めた調査方針等を整理することを目的とする。なお、本調査は、今後の土壌汚染対策法第4条の届出を見据え、実施するものである。

このような業務を行うには、専門的な知識及び経験に基づき、柔軟かつ高度な技術力をもって総合的に支援できる業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者（以下「契約候補者」という。）を選定する。

### 2 業務の概要

#### (1) 業務名

廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (3) 業務期間

令和7年4月1日から令和9年3月26日まで

#### (4) 契約上限金額

金35,233,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 3 本契約に係る契約候補者の審査及び選定方法

本契約は、公募型プロポーザルにより契約候補者を決定します。

なお、契約候補者の選定については、廃棄物処理施設整備基本計画等策定業務委託プロポーザル事業者選定委員会を設置し、非公開で行います。

### 4 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。なお、複数の企業による共同参加は認めません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 参加申込書の提出期限までに、あいち電子調達共同システムの入札参加資格者名簿のうち、日進市・みよし市・東郷町（以下「組合市町」という。）のいずれかに登載されて

いる者であること。

- (3) 公告日から契約締結までの間に、尾三衛生組合指名業者等選定審査会及び組合市町において指名停止またはそれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から契約締結までの間に、本組合が行う契約に付随する暴力団等排除に係る「特約条項」に基づく、排除措置を受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 愛知県内に本店、支店または営業所を有していること。（ただし、契約を締結する営業所としてあいち電子調達共同システムの入札参加資格者名簿のうち、組合市町に登録されている営業所に限ります。）
- (7) 平成27年度から令和6年度までの間に、官公庁において、ごみ処理施設建設に係る基本計画または基本設計の業務を受託した実績がある者。

## 5 質疑及び回答

本プロポーザルにおける質疑及び質疑回答については次のとおり行います。

- (1) 質疑がある場合は、「質疑書」（様式第10号）に質問事項を記載のうえ、令和7年1月31日（金）午後5時までに、電子メール（業務課メールアドレス [gyoumu@bisan-eisei.or.jp](mailto:gyoumu@bisan-eisei.or.jp)）により、業務課に提出してください。  
なお、メールの件名は「基本計画等策定業務委託質疑提出（社名）」とし、メールの送信後、すみやかにメール到着の有無を電話で業務課（電話番号 0561-38-2226）に確認してください。
- (2) 質疑に対する回答については、「質疑回答書」（様式第11号）により、随時本組合ホームページに掲載していきます。

## 6 参加申込の方法

上記「4 参加資格要件」を満たし、本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出してください。

- (1) 参加申請書類
  - ア 参加申込書（様式第1号）
  - イ 会社概要調書（様式第2号）
  - ウ 業務実績調書（様式第3号）
  - エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）
- (2) 提出部数  
各1部
- (3) 提出方法  
尾三衛生組合業務課に電子メールで提出

(4) 提出先

メールアドレス gyomu@bisan-eisei.or.jp

メールの件名は「基本計画等策定業務委託参加申込（社名）」とし、メールの送信後、すみやかにメール到着の有無を電話で業務課（電話番号 0561-38-2226）に確認してください。

(5) 提出期限

令和7年1月28日（火）午後5時まで ※期限厳守

(6) 参加資格の確認

参加資格の有無については、提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和7年1月31日（金）までに、参加申込書に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

7 企画提案書等の提出

参加資格を有する事業者は、以下の企画提案書等を提出してください。

なお、提出期限以降の企画提案書等の再提出及び差替え等は認めません。また、審査終了後についても提出書類の返却は行いません。

(1) 提出書類及び提出部数

	書類名	提出部数	備考
ア	企画提案書等提出届 (様式第12号)	1部	会社名及び代表者氏名等の必要事項を漏れなく記入してください。
イ	企画提案書 (任意様式)	1部	以下の各テーマに沿って、具体的な提案を記述してください。 1 評価課題1 新可燃ごみ処理施設と新粗大・不燃ごみ処理施設を隣接する場合の、利便性を考慮した敷地の有効活用について（既存施設の解体跡地を含め、資源回収ストックヤード及び計量棟も検討する。） 2 評価課題2 新可燃ごみ処理施設の整備に係る、エネルギーの回収（蒸気・熱等）及び利活用の調査及び検討方法について 3 評価課題3 新ごみ処理施設の整備に係る、環境に配慮した施設の検討方策について  ※各テーマA4版3ページ以内で提案してください。

ウ	業務実施体制調書 (様式第14号)	1部	契約締結後の業務の実施体制について記入してください。
エ	配置予定者調書 (様式第15号)	1部	契約締結後に配置する予定である責任者及び担当者を記載してください。同種業務の履行実績がある場合は、契約の実績概要を記載してください。
オ	工程計画書 (様式第16号)	1部	仕様書等を参考に、履行期間におけるスケジュールを作成してください。
カ	見積提示金額調書 (様式第17号)	1部	押印が必要なため、原本は郵送または持参してください。

**【書類作成時の注意事項】**

- ・書類は日本産業規格 によるA4判の規格で作成してください。
- ・言語は日本語、通貨は日本円とし、横書きで文字サイズは11ポイント以上とします。  
(ただし、図表等はこの限りではありません。)
- ・ファイル形式はPDF形式としてください。
- ・専門知識を有しない者でも理解できるよう、分かりやすい表現に努めてください。
- ・提出書類は、商号または名称及び代表者氏名を記入し、ア～カの順に並べてページ番号を振り、1つのPDFファイルとして提出してください。
- ・提出書類は、本プロポーザルによる契約候補者選定のみを使用しますが、尾三衛生組合情報公開条例（平成30年尾三衛生組合条例第3号）に基づき、公文書の開示請求がされた場合は、一部または全部について公開する場合があります。

(2) 提出方法

尾三衛生組合業務課に電子メールで提出

提出書類のうち、見積提示金額調書（様式第17号）は、押印した原本をPDFに変換したものを電子メールで送信した後、次号の提出先まで郵送または持参してください。

(3) 提出先

メールアドレス gyomu@bisan-eisei.or.jp

メールの件名は「基本計画等策定業務委託企画提案（社名）」とし、メールの送信後、すみやかにメール到着の有無を電話で業務課（電話番号 0561-38-2226）に確認してください。

**【見積提示金額調書の提出宛先】**

〒470-0151 愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字百々51-23

尾三衛生組合 業務課 宛

(4) 提出期限

令和7年2月13日（木）午後5時まで ※期限厳守

8 審査の手続

企画提案書等の審査については、下記のとおり行います。

(1) 第1次審査（書面審査）

ア 提出された企画提案書等について、別表に定める評価基準に従い書面審査を実施します。

イ 第1次審査の結果、点数が上位の5者に対し、第2次審査を行うものとします。ただし、企画提案者が5者以下の場合は、全ての企画提案者を2次審査の対象とします。

ウ 第1次審査の結果及び第2次審査の案内については、令和7年2月19日（水）に、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

(2) 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

ア 開催日

令和7年2月26日（水）（予定）

イ 開催場所

尾三衛生組合エコサイクルプラザ（管理棟）3階 研修室（予定）

ウ 審査の方法

1 事業者につき5分以内で準備、20分以内でプレゼンテーションを実施し、その後、質疑応答の時間を10分程度設けます。プレゼンテーションの参加者については1団体につき3名までとします。

パソコン及びプロジェクターなどの機材の使用については可としますが、使用する機器については参加者が用意し、機器の準備等に要する時間については準備時間内で行ってください。

エ 説明者

プレゼンテーション及び質疑応答は、業務実施体制調書に記載した管理責任者または担当者で行うものとします。会場に入場できるのは3名までとします。なお、当日受付にて説明に参加する方全員の身分確認を行うため、本人確認ができる身分証明書等を携帯してください。

オ 評価基準

別表に定める評価基準に従い、審査します。

9 契約候補者の選定

(1) 第1次審査及び第2次審査の合計評価点数が一番高い者を契約候補者、次いで高い者を次点者として選定する。

(2) 契約候補者となることのできる最低基準点は6割とし、最低基準点以上の提案者の中から契約候補者を選定します。提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとしませんが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しません。

#### 10 審査結果の通知及び公表

審査結果については、第2次審査に参加したすべての者に対して、企画提案書等提出届に記載された担当者メールアドレス宛てに、電子メールで通知するものとします。

また、審査結果については本組合ホームページに掲載し、公表するものとします。

#### 11 契約手続き

(1) 契約候補者への決定通知の翌日から起算して3日以内（土・日曜日及び休日は除く。）に本組合との協議が整わない場合、契約候補者はその地位を失い次点者が代位者となる。

(2) 契約は、見積価格に消費税及び地方消費税を加えた価格を契約金額とし、施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約により契約を締結する。

#### 12 プロポーザルに関する留意事項

参加申込み等に係る全ての書類作成、提出及び審査に係る費用は、参加者の負担とする。

#### 13 公募から事業者選定までのスケジュール（予定）

内容	期日・期間等
公募の開始	1月14日（火）
参加申込期限	1月14日（火）から1月28日（火）午後5時まで
質問受付	1月14日（火）から1月31日（金）午後5時まで
企画提案書等の提出	2月3日（月）から2月13日（木）午後5時まで
1次審査結果通知	2月19日（水）
2次審査(プレゼンテーション・ヒアリング)	2月26日（水）（予定）
2次審査結果通知	3月6日（木）
契約締結	3月下旬